

男女雇用機会均等法改正について

参議院厚生労働委員会(4月25日 参議院先議)質疑報告

(2006.6.27)

一見性別とかかわりなく見える基準が、結果的に一方の性に不利益となる「間接差別」の禁止や妊娠・出産を理由とする不利益取り扱いの禁止などを盛り込んだ改正均等法が、6月15日、衆議院にて全会一致で成立。

◎男女間の賃金格差の解消に全力を尽くせ！！

辻 泰弘：国連女子差別撤廃条約委員会も指摘した男女間賃金格差に対する対応と今後の方針は。
北井 雇用均等・児童家庭局長：役職・職階・勤続年数が大きな要因。格差解消のガイドライン策定。

◎正規・非正規労働者間の賃金格差の是正が急務！！

辻 泰弘：パート・派遣労働者と正社員との賃金格差に対する対応と今後の方針は。
北井 局長：公正な処遇が重要。パートタイム労働指針を改正。処遇の均衡の考え方・ルールを周知啓発。
辻 泰弘：民主党は均等待遇と差別的取り扱い禁止の法制化を提唱。政府の取り組みを求める。

◎男女間格差解消のためのポジティブ・アクションを義務化せよ！！

辻 泰弘：ポジティブ・アクション(男女間格差解消のための企業の自主的な取り組み)の義務化が必要。
川崎 厚生労働大臣：企業の自主的な取り組みを促していく努力が求められる。大きな課題だ。

◎「間接差別」の対象は限定列挙ではなく例示列挙とすべき！！

辻 泰弘：間接差別の対象を政府の3要件(①募集・採用時の身長・体重・体力要件、②総合職採用時の全国転勤要件、③昇進時の転勤経験要件)に限定すると、裁判で門前払いのおそれ。
北井 局長：今回の改正により民法の公序良俗違反としての無効判断が妨げられるものではない。
辻 泰弘：諸外国において、間接差別の範囲を限定している国はあるのか。
北井 局長：今回の改正と同様な形で、間接差別の対象を下位の法令で列挙している国はない。
辻 泰弘：対象は限定でなく例示に。対象を定める省令は国民の意見踏まえよ。機動的な追加を。